長浜市告示第　３８９　号

公　示　送　達　書

令和　８年１１月１９日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、長浜市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　８　年　１１月２４　日

長浜市長　浅見　宣義

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	配当計算書（謄本）		斉藤　祥照
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000042353）